

別 紙

波佐見町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、波佐見町防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の貸与対象者)

第2条 戸別受信機の貸与を受けることができる者（以下「貸与対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主
- (2) その他町長が特に必要と認める者

2 戸別受信機は、貸与対象者ごとに1台を無償貸与するものとする。

(貸与の申請)

第3条 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、波佐見町戸別受信機借用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(戸別受信機の返還)

第4条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、転出その他の理由により戸別受信機を必要としなくなったときは、速やかに波佐見町戸別受信機返還届（様式第2号）を町長に提出し、戸別受信機を返還しなければならない。

(借用申請書の内容変更)

第5条 使用者は、第3条の規定による申請の内容（住所、世帯主氏名、電話番号）に変更が生じた場合は、波佐見町戸別受信機申請事項変更届（様式第3号）により町長に届出なければならない。

(戸別受信機の管理等)

第6条 使用者は、戸別受信機の適正な管理に努め、戸別受信機を使用できない等の異常を発見したときは、速やかにその状況を町長に届け出なければならない。

2 使用者は、戸別受信機の全部又は一部を故意又は過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(費用負担等)

第7条 戸別受信機に係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他戸別受信機の維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

2 使用者が、戸別受信機の全部又は一部を故意又は重大な過失により亡失し、又は毀損したときは、町長が特に認めた場合を除き、その相当額を負担しなければならない。

- 3 最初の設置にかかる費用は、町が負担する。ただし、使用者が戸別受信機を移設する場合の費用は、使用者の負担とする。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。